

レビュー（安心・快適な給水の確保）

【主要施策1】原水から給水までの統合的アプローチによる水道水質管理水準の向上

【今後の課題】より適切な水道施設の管理

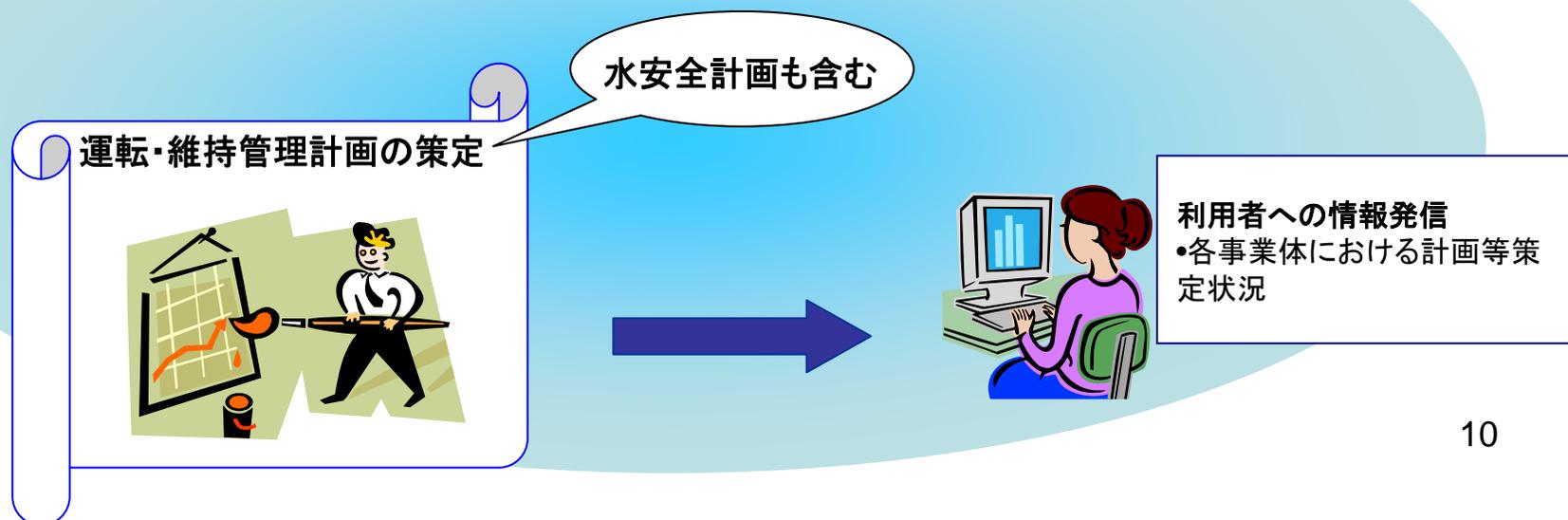
水道施設運転・維持管理計画（仮称）

- ・背景
 - ・水質事故の問題とともに、老朽化による機能低下への対応や耐震性が問題
 - ・水道施設の維持管理に係る取組状況には事業者により大きな差が存在



・対応案

- ・水道施設管理の適切性と透明性を確保するため、水道事業者自らが水道施設の運転・維持管理に係る計画（水道施設運転・維持管理計画）を定め、その履行状況を記録するとともにそれらを開示することを求めるべきではないか？



レビュー（安心・快適な給水の確保）

【主要施策1】原水から給水までの統合的アプローチによる水道水質管理水準の向上

【今後の課題】水道水源流域等関係者の連携についての検討

状況

- ・常態的に水質の悪い水源の存在
- ・**水源汚染は、広域的・越境的問題**。上流での油事故等発生時は、下流域への速やかな連絡が必要。一部の水道事業者は積極的に実施。
- ・しかし、連携されていない地域や情報提供が行われていない事業者も存在

目標： 水質管理に関する連携強化

今後の対応は？

- ・**流域としての取り組み強化**（モデル的な取組を通じて具体的改善事例の積み重ねが重要）
- ・事故が多発している地域では、事故情報を収集、分析→防止等への活用
- ・流域での水質調査結果の活用（重要な水道水質管理指標に着目）
- ・全国的に生じている問題や特に広域的な問題については、関係府省間で連携。

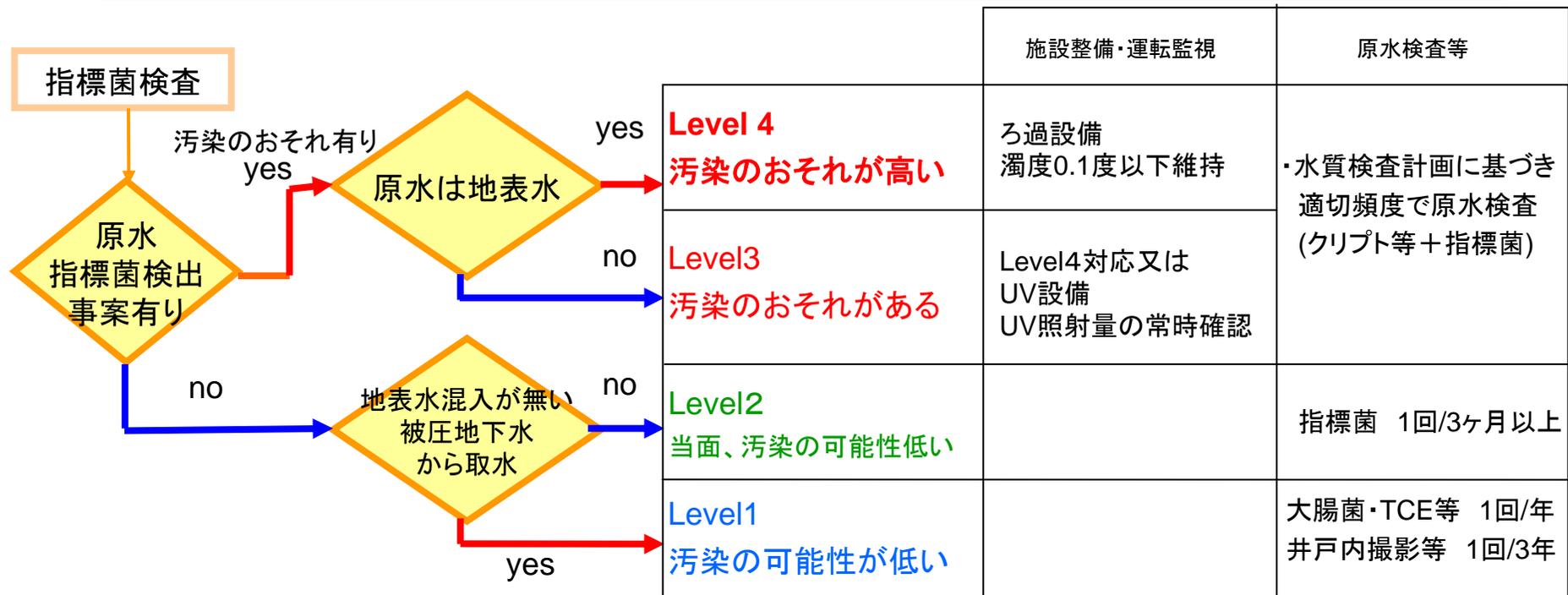
レビュー（安心・快適な給水の確保）

【主要施策1】原水から給水までの統合的アプローチによる水道水質管理水準の向上

【今後の課題】クリプトスポリジウム等対策

状況

- ・平成19年度より、新たに「クリプトスポリジウム対策指針」を適用
→ 汚染のおそれの判断に応じた施設整備・運転監視と原水水質検査
- ・汚染のおそれがあり、対策の必要な浄水施設6,045施設のうち3,368施設については、対応済み。
(残る2,677施設は、施設整備を検討中)。



目標：全浄水施設における必要な施設整備・運転監視、原水検査等の実施

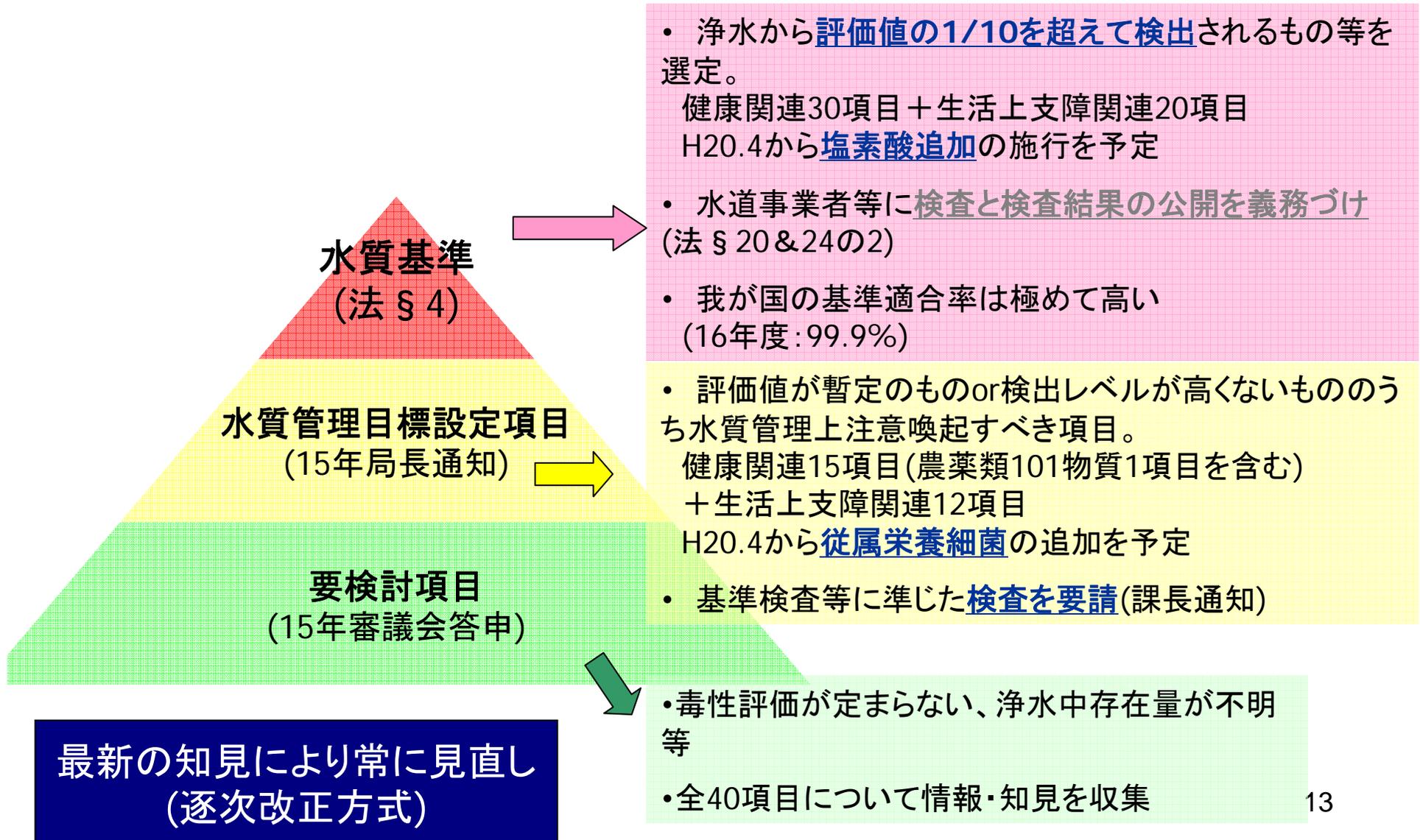
今後の対応は？

- ・目標達成にむけての取組の推進、実施状況の把握・指導等

レビュー（安心・快適な給水の確保）

【主要施策1】原水から給水までの統合的アプローチによる水道水質管理水準の向上

【今後の課題】水質基準についての検討



レビュー（安心・快適な給水の確保）

【主要施策1】原水から給水までの統合的アプローチによる水道水質管理水準の向上

【今後の課題】水質検査の適切な実施

状況

- ・水道法に基づく水質検査を**適切に実施していない水道事業者が存在**
- ・平成17年度より水質検査計画の制度が開始し、計画的な検査が実施されているが、水道事業者、地方公共団体（衛生研究所等）及び登録水質検査機関において、**精度に問題のある機関等が存在**

厚労省精度管理調査で過去3年間、全項目のZスコアを満足した機関の割合
水道事業者：24%、地方公共団体：26%、登録機関：35%

- ・一方、給水原価が上昇しており、水質検査もコスト要因となっている

目標：水質検査の適切な実施・検査精度の向上、検査の合理化

今後の対応は？

- ・**水道法遵守の徹底**
- ・優良登録検査機関の公表は引き続き実施
- ・外部精度管理の実施状況の確認、外部精度管理参加状況の公表（水道事業者、地方公共団体、登録検査機関）
- ・精度管理調査の結果のみならず **このための取り組み（GLP等）が重要。**
- ・一方、コスト要因となるものが含まれていることもあり、**必要十分なものとなっているかの再検討**

レビュー（安心・快適な給水の確保）

【主要施策2】未規制施設等小規模な施設の水質管理対策の充実

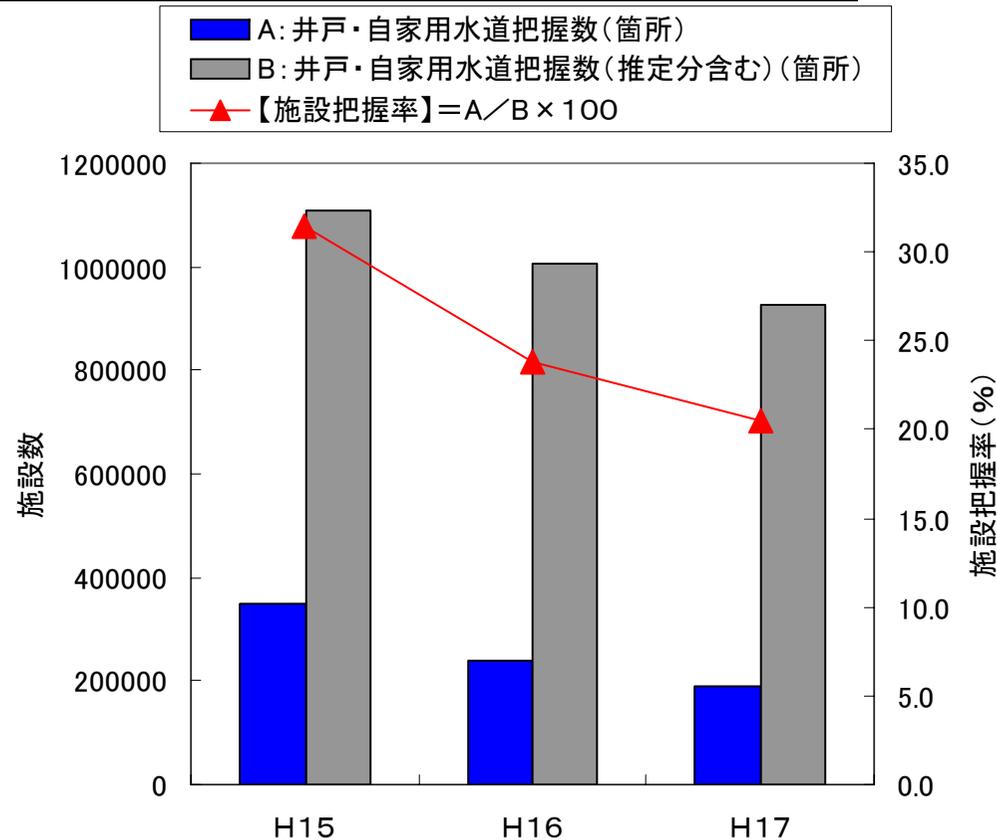
【施策目標】未規制小規模施設把握率 **100%**

○ 飲用井戸等の施設把握率 (%) = $A/B \times 100$

A: 飲用井戸等把握数 (箇所)

B: 飲用井戸等把握数 (推定分含む) (箇所)

	H15	H16	H17
A: 井戸・自家用水道把握数 (箇所)	348117	239512	189827
B: 井戸・自家用水道把握数 (推定分含む) (箇所)	1108236	1007751	927642
【施設把握率】 = $A/B \times 100$	31.4	23.8	20.5



レビュー（安心・快適な給水の確保）

【主要施策2】未規制施設等小規模な施設の水質管理対策の充実

【施策目標】水質管理率 100%

貯水槽 水道

○ 簡易専用水道管理率(%) = $A \times (100 - B) / 100$

A: 簡易専用水道の検査受検率(%)

B: 簡易専用水道の検査指摘率(%)

	H15	H16	H17
簡易専用水道水道管理率(%)	52.1%	57.7%	52.7%
A: 簡易専用水道水道の検査受検率(%)	83.0%	80.8%	81.8%
B: 簡易専用水道水道の検査指摘率(%)	37.3%	28.5%	35.5%

検査（法定）を受けないものが少なくない

○ 小規模貯水槽水道管理率(%) = $A \times (100 - B) / 100$

A: 小規模貯水槽水道の検査受検率(%)

B: 小規模貯水槽水道の検査指摘率(%)

	H15	H16	H17
小規模貯水槽水道管理率(%)	1.9%	1.9%	1.9%
A: 小規模貯水槽水道の検査受検率(%)	3.5%	2.9%	3.1%
B: 小規模貯水槽水道の検査指摘率(%)	45.0%	36.0%	36.9%

水道法の
規制対象

未規制

(条例・要綱に
基づく指導)

飲用 井戸

○ 飲用井戸等の水質管理率(%) = $A \times (100 - B) / 100$

A: 飲用井戸等の水質検査受検率(%)

B: 飲用井戸等の水質検査不適合率(%) (A、Bの対象項目は、一般項目)

	H15	H16	H17
飲用井戸等の水質管理率(%)	17.1%	19.9%	21.8%
A: 飲用井戸等の水質検査受検率(%)	27.8%	27.1%	28.5%
B: 飲用井戸等の水質検査不適合率(%)	38.7%	26.4%	23.5%

レビュー（安心・快適な給水の確保）

【主要施策2】未規制施設等小規模な施設の水質管理対策の充実

【今後の課題】貯水槽水道の管理水準の向上

状況

- ・水道事業者が定める供給規程上での貯水槽水道設置者の責任の明確化（水道法第14条第2項、施行規則第12条の4、平成14年施行）
- ・簡易専用水道（水槽有効容量10m³超）については管理及び検査受検義務（水道法第34条の2）、小規模貯水槽水道（水槽有効容量10m³以下）については、自治体の条例・要綱に基づく指導（都道府県数では37）
- ・水道法に基づく簡易専用水道の検査を実施していない設置者が存在
- ・貯水槽水道であることが設置者、利用者に認識されていない
- ・衛生上問題があっても都道府県等に報告されないケースあり

目標： 法定検査の徹底 ・未規制小規模貯水槽水道についても管理水準の向上

今後の対応は？

- ・貯水槽水道であることの情報提供・管理の重要性の啓発（水道検針票に記載？）
- ・設置者による利用者への検査結果の情報提供
- ・検査機関との連携による衛生上問題事例の報告率の向上
- ・並行して、直結給水化の促進

利用者の
関心向上

管理水準・
検査受検率
の向上

レビュー（安心・快適な給水の確保）

【主要施策2】未規制施設等小規模な施設の水質管理対策の充実

【今後の課題】飲用井戸等の管理水準の向上

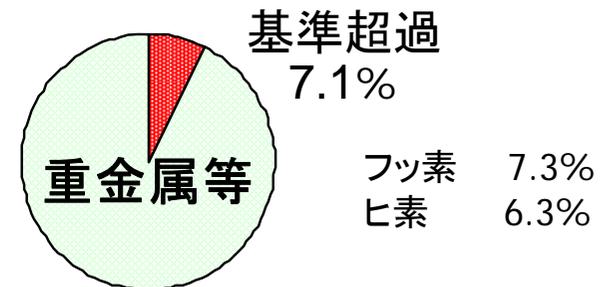
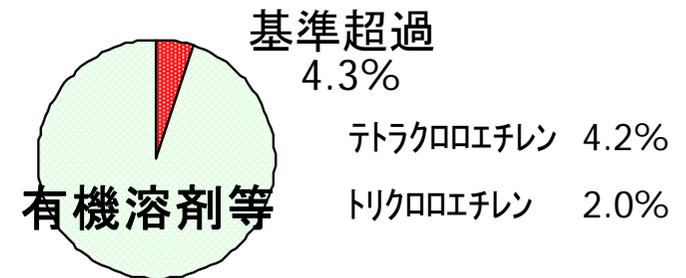
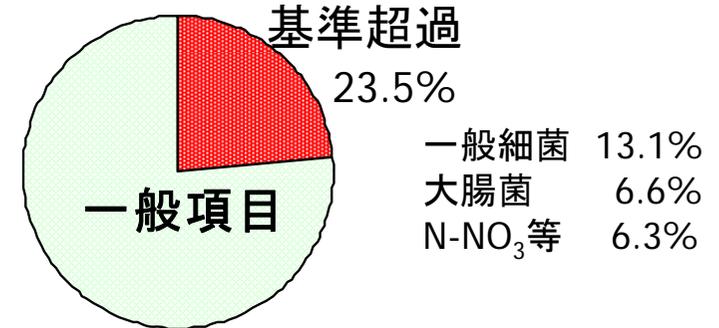
状況

- ・比較的規模の大きい井戸等を中心に条例・要綱に基づく指導（都道府県数では38）
- ・しかし、**設置場所等が把握できていない**井戸が残されている
- ・水質検査を受けた井戸については、**水質基準超過割合が高い**

目標： 検査率の向上
把握率の向上（施設把握数を増やす）

今後の対応は？

- ・**把握率を高めるための方策の検討**
- ・水道未普及地域の比較的規模の大きい施設から取り組むなど、重点的・計画的な取組
- ・飲用井戸の管理の重要性に関する**情報発信**
（行政）→（設置者、利用者）
管理方法、周辺水質情報
（設置者）→（利用者）
水質検査結果の情報提供



出典：厚生労働省健康局水道課
基準超過率は平成17年度データ 18